

○日 時 令和3年3月5日 午前9時24分～午後2時19分

○場 所 議 場

○出席委員

2番 眞 茅 弘 美 委員長	3番 上 迫 正 幸 副委員長
4番 沖 園 強 委 員	5番 禰 占 通 男 委 員
6番 城 森 史 明 委 員	7番 吉 松 幸 夫 委 員
8番 吉 嶺 周 作 委 員	9番 立 石 幸 徳 委 員
10番 下 竹 芳 郎 委 員	11番 永 野 慶 一 郎 委 員
12番 東 君 子 委 員	13番 清 水 和 弘 委 員
14番 豊 留 榮 子 委 員	議長 中 原 重 信

【議 題】

議案第2号 令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）  
議案第3号 令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第4号 令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第5号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第6号 令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）  
議案第7号 令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

【審査結果】

議案第2号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第3号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第4号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第5号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第6号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）  
議案第7号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時24分 開会

○議長（中原重信） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に眞茅弘美議員、副委員長に上迫正幸委員を選出]

## △議案第2号 令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）

○委員長（眞茅弘美） 本委員会に付託された案件は、令和2年度補正予算6件、令和3年度当初予算7件の計13件であります。

本日は、令和2年度補正予算6件について審査を行います。

まず、議案第2号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第2号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,780万円を減額し、予算総額を186億0,400万円にしようとするもので、当初予算額より28.5%の伸びとなります。

繰越明許費は、危険空家等解体撤去事業ほか11事業の追加と、「枕崎の、ていねい・本物。」枕崎ブランド価値向上PR事業の変更であり、令和3年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、減収補填債の追加と過疎対策事業ほか7事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、地方バス路線関係補助、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療広域連合負担金、市立病院負担金などのほか、国の3次補正に伴う漁港海岸整備事業負担金、擁壁・法面変状対策事業、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業をお願いしております。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金7,135万5,000円、地方交付税5,956万1,000円、県支出金2,414万4,000円、寄附金840万7,000円、株式等譲渡所得割交付金ほか260万5,000円の増と、繰入金1億0,124万2,000円、市債3,580万円、諸収入2,577万9,000円、国庫支出金2,073万8,000円、市税1,460万7,000円、地方消費税交付金ほか570万6,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（眞茅弘美） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 説明資料のですね、2番目第2条なんですけど、ここに危険空家等解体撤去事業ほか11事業とあるんですけど、現在のですね、この空き家の数、また危険家屋の数、それと危険家屋については撤去した危険家屋数について質疑します。

○総務課参事（田中幸喜） 現在の危険空家の数を申し上げます。令和3年2月25日現在において54件でございます。それと、令和3年2月現在におきまして、危険空家等解体撤去事業に基づきまして解体されました棟数につきましては17棟であります。このうち当初予算にて6棟要望しておりました社会資本整備総合交付金であります防災・安全交付金事業で空き家再生等推進事業除却事業タイプにおいて4棟の6件が採択され、当初において54万5,000円が交付決定されております。

その後、追加要望があったため、台風10号の影響により、解体撤去の相談が多数寄せられましたことによりまして、当初の要望と同じ6棟分の追加要望を提出いたしまして、令和3年1月

13日に交付決定がなされたものでございます。

このことから、6棟のうち1棟について申請がなされており、残り5棟、30万掛ける5棟の解体撤去の費用を確保する必要があります。

このため、補正を今回お願いしているところでございます。

○企画調整課長（東中川徹） 現在の空き家の数についてという御質疑であります、空き家計画を策定する際に、ちょっと前になりますが、平成28年度に調査を行ったものの数字でしか把握はできてないところであります。その数字を申し上げますと、市内で1,083件という数字が出ております。

○13番（清水和弘） 危険空家解体に市の補助金が30万円と聞いとるんですけど、これは56件だったですかね。皆さん30万円が適用されたんでしょうか。

○総務課参事（田中幸喜） 事業費に対して3分の1、30万円を上限として支払われていますので、その物件において、事業費は異なってまいります。

○13番（清水和弘） 56件の撤去に対してですよ、地元事業者がほとんど介在しとるんでしょうか。

○総務課参事（田中幸喜） 補助金の解体撤去要綱の中に、地元の業者ということがございますので、当然、地元の業者の方による解体撤去となります。

○総務課長（本田親行） 今の議論の中で委員のほうから56棟の解体撤去補助があったというような御質疑ですけど、参事のほうで答弁いたしましたのが、令和3年2月25日現在の危険空家数の数を54と申しております。

56っていう数字はどこにもなく、本年度、補助事業で解体した、令和3年2月25日現在で補助事業を活用して撤去が完了した棟数というのは17棟となっております。

○13番（清水和弘） 先ほど言われたこの56件じゃなくて。

○総務課長（本田親行） 参事のほうは令和3年2月25日現在に54棟の危険空家があるということで、13番委員の御質疑に答えているところでございます。

○4番（沖園強） 同じく予算書の5ページで御説明いただきたいと思うんですけど、左側に2からずっと数字を打ってありますので、危険空家等は、今御説明がありました。あと7の商工費のこれは事業名が分かっております。事業名が分かった部分は、立神通線等が分かっているんですけど、それぞれのまだ事業名がここに明記されてない部分をどういった事情で明許繰越しになったのか御説明をしていただけませんか。

○農政課長（原田博明） 総務費のほうは、今説明がありましたので、6番農林水産業費の農業費、降灰防止・降灰除去施設等整備事業の説明をいたします。

この事業は、桜島の活動により著しい被害を受け、また受けるおそれがあると認められる地域において、降灰等による農作物の被害を軽減、防止するため、防災、営農施設整備計画に基づき、被覆施設や洗浄施設の整備を行い、農業者の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を目的とした事業です。

今回の事業内容につきましては、お茶の機械、摘採機能付除灰機の導入でございまして。

これは、令和3年度で要望していた降灰防止・降灰除去施設等整備事業において、令和2年度内の予算枠の確保ができたことで、前倒しして予算化されたための補正です。このため事業実施期間がないということで、繰越明許で事業を実施するという内容です。

○建設課長（松崎信二） 資料の4番目からになります。繰越明許費補正のうち道路橋りょう費、道路改良事業分が7,301万9,000円であります。

繰越しの理由といたしましては、防災・安全交付金事業小江平木場線ほか道路改良工事冠水対策工事におきまして、工事施工に伴う通行規制について、沿線の店舗との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が不可能であると見込まれるため、今回繰越しをお願いしております。

次に、道路橋りょう費、擁壁・法面変状対策事業分が3,000万円であります。

内容といたしましては、国の令和2年度補正予算の成立に伴う追加の内定通知によりまして、令和2年度から工事を行っております市道若葉箒原線の法面変状対策工事、工事請負費2,000万円と、新規で桜山小学校のスクールバス路線となっております市道木口屋金山線の法面変状対策工事、工事請負費1,000万円の金額を繰越明許費として今回の補正で計上しております。

繰越しの理由といたしましては、追加の若葉箒原線と木口屋金山線の法面変状対策工事につきましては、国の補正予算に伴うものであり、年度内の工事完了が不可能であると見込まれるため、今回、繰越しをお願いしております。

次に、都市計画費、立神通線道路改築事業分が440万円であります。

繰越しの理由といたしましては、立神通線道路改築事業の用地買収に伴う契約におきまして、相続人であるブラジル国籍の方との用地交渉に不測の日数を要し、建物移転及び工作物撤去の遅れから、年度内での歩道工事の完了が困難であると見込まれるため、今回、繰越しをお願いしております。

次に、住宅費、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助金分が402万円であります。

繰越しの理由といたしましては、危険住宅移転事業におきまして、国の補正予算に伴うものであり、年度内の事業完了が不可能であると見込まれるため、今回、桜山地区の対象危険住宅1棟の移転事業補助金が402万円で、内訳といたしましては、国が50%の201万円、県が25%の100万5,000円、市が25%の100万5,000円の繰越しをお願いしております。

ページをめくっていただきまして、一番最後の災害復旧になります。その他公共施設等災害復旧費、補助災害復旧事業分が403万円です。

繰越しの理由といたしましては、令和2年度災害第2号駒場公園災害復旧工事の相撲場復旧におきまして、資材調達等が不測の日数を要し、年度内の工事の完了が困難であると見込まれるため、今回、繰越しをお願いしております。

○学校教育課長（満枝賢治） 教育費についてです。まず、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業について説明いたします。

1月28日に成立した国の令和2年度第3次補正予算における学校の感染症対策のための地方向けの補助事業の一つであります。

本事業は、学校における感染症対策、子供たちの学習保障、教職員の資質向上のための研修等が各校長の判断で迅速かつ柔軟に実施できるよう補助する事業であります。

年度内にいろいろな物品を購入する際に、全てをとというのは困難であることから、今回繰越しをお願いしたところ です。

小学校費につきましては362万円、中学校につきましては322万円となっております。本事業予算が繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により事業が遅延した際には、翌年度へ明許繰越しは可能とのことです。

また、事業費を翌年度に繰り越した場合においても、地方負担分の全額にコロナ交付金が充当できると聞いております。

○4番（沖園強） この農林水産業施設の災害復旧事業についてはどうなんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 農林水産施設災害復旧費の繰越明許について御説明いたします。

補助災害復旧事業につきましては、農業用施設3件、農地11件の補助災害がありました。

12月の災害査定を受けて、1月及び2月に工事発注を行っておりますが、今年度中に完了する見込みがないため、工事請負費3,472万7,000円を繰り越すこととしたものです。続いて、単独災害復旧費について説明いたします。農業用施設の単独災害が18地区ありました。このうちの16地区と林道野平国見線の単独災害については、補助災害に該当しない農業施設、林道施設の被災であり、今年度中に完了する見込みがないことから、工事請負費の1,916万5,000円を繰

り越すこととしたものです。

○4番（沖園強） 大体分かったんですけど、何で今説明があった1、2月に発注して、明許繰越しせざるを得なかったというのはちょっとこの単独災害についても説明では理解しかねるんですが、どういった事業なんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 単独災害の農業用施設については、水路脇の流出及び道路路肩のり面の崩壊等であり、単独災害復旧事業で復旧するものです。

また、林道災害の野平国見線については、路面の流出等の被災を受けたものですが、補助災害の復旧等の業務もあり、単独災害を12月から3月に発注をする計画ではありますが、今年度中に完成する見込みがないことから、繰越すこととしたものです。

○4番（沖園強） それは事務が追いついていないのか、いろいろ事業される方々の事業者が追いついていないのか、どっちなの。

○農政課参事（小湊哲郎） 補助災害の件数が多かったこと、補助災害が12月査定となったことから、それに向けての業務を優先していたこともあり、発注業務が遅れたものです。

○4番（沖園強） 12月査定、県の予算がつくまで査定等が遅れる部分は理解できるんですけど、単独災害等は特にですよ、増破の懸念もあるのに、何でその作業は遅れているんですか、事務的な分なんですか、その辺を説明しないからお聞きしているんですけど、どうなんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 発注業務等の事務が遅れているということでもあります。

○4番（沖園強） そのしわ寄せは何から来ているの。

○農政課参事（小湊哲郎） 補助災害の件数が農業用施設で3地区、農地災害で11地区ありました。件数が多いこともあり、災害査定に向けての測量、設計等の業務を優先したことから単独災害の業務が遅れているところですよ。

○4番（沖園強） それでは理由にならんとするんですよ。農政課長はその辺はどう捉えているんですか、単独災害が年度内に災害復旧できないというのはちょっとゆゆしき問題ですよ。

○農政課長（原田博明） 今、参事から答弁がありました。9月の豪雨災害もあり、被災した農家、地元からの被災状況の報告等も後から出てきたことや、その取りまとめ等にも時間がかかったこともありまして、また発注についても取りまとめた上での発注ということで作業が遅れたということですよ。

参事からも答弁がありました。補助災害も大きな災害があったということで、その申請にも時間を要したということですよ。

○4番（沖園強） やむを得ない事情もあったんでしょうけど、こういった災害復旧はですね、早め早めにしていかないと増破でますますまた次年度に響いてきますんでね、よろしく御対処方お願いします。

○農政課長（原田博明） 今回、災害が集中したということもありました。今、委員御指摘のように対応についても、今後課内でも協議して迅速に対応できるように取り組んでいきたいと思えます。

○9番（立石幸徳） 説明資料の8番になるんですかね、予算書は漁港関係の35ページになるんですが、漁港海岸整備事業、880万ぐらい増額になっているんですけど、これはどこの部分が増額になっているんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 枕崎地区海岸の沖合100メートルに建設整備予定の離岸堤の部分の工事です。

内容的には当初、全体的な事業費、工事関係7,500万円でしたが、これが国の第3次補正予算、そういったもので2億6,400万円に増額されたところですよ。それに伴う枕崎市の負担金の増ということで、今回882万円の増額をお願いしているところですよ。

○9番（立石幸徳） 今、離岸堤という説明があったんですけど、これ旭町、新町沖の離岸堤の

増額分が先ほどから繰越しの説明もあるんですけども、この部分はもう年度内に工事発注なり着手するという理解でいいんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） はい、当初は設計のみということでありましたが、設計プラス実際の工事でも今年度、3月ですけれども、3月中に工区を分けて発注されると伺っております。

○9番（立石幸徳） それで、今月中ということですので、18日の日に入札がなされるようにその業界紙には出ているみたいですね、そうすると旭町、新町の関係では、まずかさ上げ部分を80センチですかね、現在の防波堤にかさ上げをする。これは、もう今度の発注で全部終わることになるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今お尋ねの護岸のかさ上げの関係ですが、委員がおっしゃるとおりまだ発注前のございまして、私どもに入ってきている公表できる内容というのは工区を分けて発注するというので、具体的な工事の内容についてはお答えができないところです。

○9番（立石幸徳） 最後に工法の関係で、私ども地元の方々にいろいろ工事の関係で影響が出ると思うんでできるだけ早く知っときたいことがあるんですけども、今までの県の説明では沖合から船でテトラを入れ込むのと、こっちの陸側といいましょうか、陸地のほうから仮設道路を造って工事をやるというようなはっきり言って二通りのやり方のどっちを採択するっていうのは聞いてないんですが、その部分についてもまだ分からないんですか、どうなっているんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 委員がおっしゃるとおり、海上からもしくは陸地からということが協議されていたようです。現在、私どもが把握しているのは陸地のほうから取付け道なりを造って、仮設道路ですかね、それを設けて整備をするということは伺っております。

○9番（立石幸徳） そうすると、仮設道路を造って陸地から大型トラックなりがテトラをどんどん搬入するというか、入れ込むと、やはり交通対策上ですね、地元周辺のいろんな意味で配慮が必要だと思うんですね。

先般もまあ近くじゃないけど、東本町で死亡事故が起きたばかりですから、その辺の周知方ですね、できるだけ早く地元の方々にそのどういう工法でまた取付け道路となるといろんな形であの辺が工事の関係で混雑する懸念がありますので、その辺を十分配慮して県のほうにも関係住民、周辺住民の方々に理解をいただくよう市のほうからもお願いしていただきたいと思います。

○5番（禰占通男） 説明資料の10番目の空気清浄機ですけど、この設置は小中全校だと思うんですけど何台ぐらいになるんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） この事業における空気清浄機の数ということですけども、先ほども申し上げましたが、学校長の判断で迅速かつ柔軟にとなっておりますので、各学校によって購入をするところもあれば、しないところもあります。

ですので、台数については、こちらが何台というふうに与えるものではありませんので、学校が必要と感じたら購入していくことになっております。

○5番（禰占通男） 新聞等では音楽室ちゅうことも載っていたんですけど、その辺はどうなんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 各学校において必要だと思われる教室に、購入を希望しているところは購入している状況であります。

○5番（禰占通男） もう一点、清浄機っていっても、いろいろ種類、効能もあると思うんですけど、一番いいのがイオン系統を使用したのが効果があるようなこともあったんですけど、そういった機種とか選定とかそこら辺は進んでいるんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 各学校、この空気清浄機の購入につきましては、その効果があるのかどうかということで、やはり先ほど委員が言われましたイオンによってウイルスを不活化するというようにうたわれている、そういう製品について購入をしようと考えているようです。

○8番（吉嶺周作） 説明資料の31ページの新型コロナウイルスワクチン接種についてなんで

すけど、本市は5月から接種が始まると聞いておりますが、このマイナス900万はどういった理由で減額になっているのでしょうか。

○健康課長（田中義文） 1月の臨時会で、今年度中に接種を予定している医療従事者の接種分と65歳以上の一部を見込んで予算計上したところでした。その後、65歳以上の高齢者につきましては委員がおっしゃったとおり、5月の連休明けからということで接種スケジュールが遅くなっております。

さらには医療従事者につきましては今月中旬から始まりますが、その分については国保連合会を通して請求は4月に來ることが判明したものですから、今年度中にワクチン接種料は発生しないことになるため、今回1月の臨時会で計上した分について全て減額したということでございます。

○8番（吉嶺周作） すると、今月中旬から始まるということなんですけど、医療従事者は。何人分ぐらい現時点で確保できているんですかね、ワクチンを。

○健康課長（田中義文） 先日、県から連絡がありまして、3月1日の週と3月8日の週、今週、来週にかけてそれぞれ10箱ずつ県に届くということでございます。全体としては2万人分になるということで、県内全体の対象者が7万5,000人ということですので、7万5,000人のうち2万人分が今週、来週に届くという状況です。

南薩地域の枕崎市と南さつま市、南九州市が1つのグループになっておりまして、南さつま市にある株式会社パソラボを拠点ということで、基本型施設として委託する予定になっております。そちらに来週中に1箱届くと伺っておりますから、再来週あたりから接種が始まっていくのかなと考えております。

詳細については、来週火曜日の夜に南薩医師会と枕崎市医師会の合同の会議がありまして、その中で詰めていくという段取りになっています。

○8番（吉嶺周作） それと、ワクチンを貯蔵といいますか、マイナス70度の保冷庫は本市には何台ぐらいあるんですかね。

○健康課長（田中義文） ただいま申し上げました医療従事者接種がまず優先して始まります。その関係で南薩3市のグループの拠点となるパソラボにディープフリーザー1台を設置することになっております。現在は、南さつま市役所に1台仮置きをしているんですけれども、そこからパソラボに移動して設置いたします。

その後、3月末ぐらいに市民接種用のディープフリーザーが届く予定となっております。それもパソラボに枕崎市の分ということで1台配置され、さらに南さつま市、南九州市の分がそれぞれ1台配置されるため今の予定では3月末にパソラボに合計4台のディープフリーザーが設置される見込みになっているところです。

○8番（吉嶺周作） それと、最後にですね、このワクチンを接種して死亡した場合ですよ、国が4,420万の補償金、重度の一級障害で年間505万とか補償しているんですけど、その中身というか条件とか分かれば教えていただきたいと思います。

○健康課長（田中義文） 今回の新型コロナウイルス感染症の予防接種につきましては、予防接種法上の臨時接種ということで実施され、予防接種法に規定している補償制度を適用するとされておりますので、通常のワクチン接種における死亡、後遺症等が出た場合の補償が適用されると思います。

金額については、今資料を持ち合わせておりませんので調べておきます。

○12番（東君子） 説明資料の10番で、先ほどの空気清浄機のことなんですけど、これは子供の人数に対して、教室の中の子供の人数に対して空気清浄機の大きさ、こういうのはいろいろ選べるのでしょうか。

○学校教育課長（満枝賢治） 先ほども申し上げましたけれども、各学校長の判断でということ

ですので、その教室の人数とか、それに合ったものを校長が判断して購入を進めていくと考えております。

○12番（東君子） 閉め切ったところに空気清浄機を置くよりも定期的にですね、こう、ばあっと窓を開けたほうが、私としてはいいような気がするんですけど、学校のほうとしてはどういうふうを考えてらっしゃいますか。

○学校教育課長（満枝賢治） 空気清浄機に頼るといことがないように、換気というのは新しい生活様式の中にも入っておりますので、定期的にしっかり開けるということで指導していきたいと思います。

○教育長（丸山屋敏） 昨日も、寒いので暖房をつけて閉め切っていることがあるんじゃないかということで8校回ってみました。

以前もしばしば学校に行っておりますけれども、特に中学校は教科担任によって窓を閉め切っているところもあります。それで、その教科については、その都度、校長を通して指導しております。

今、課長からありましたように空気清浄機につきましては、一応学校長の判断だとはなっておりますけれども、予算を執行して買うわけですのであらかじめ教育委員会には届けてもらって、教育委員会と協議をして、適切なものかどうかを判断しまして校長に許可しているということです。

ですので、今の空気清浄機と併せて、窓の開閉についてもきちっと今のところやっているということです。

○12番（東君子） 毎日の気温とか湿度によってですね、家庭のほうでも今日は寒いなと思ったら着込んだり、薄着にしたりとか、家庭と連携を取りながらやっていくというのも一つの策じゃないかなと思います。

○9番（立石幸徳） 歳入の関係のほうでですね、2点。1点目が7ページにある地方債の追加、減収補填債なんですが、私の記憶では十四、五年ぶりの減収補填債の発行じゃないのかなと思うんですが、この2,750万、これはこの金額を計上したのはどういった事情で出されているんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 今年度の減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、全国的に通常を上回る大幅な減収が生じ、消費や流通に関わる7税目について令和2年度限りの措置として減収補填債の対象税目が拡大されております。

今、本市でも拡大された税目である地方消費税交付金と市たばこ税、地方揮発油譲与税について減収がある見込みでありましたので、それらに係る2,750万円の減収補填債の借入れを予定しております。

○9番（立石幸徳） この関係ではですね、昨年10月1日、9月議会の枕崎市議会の最終本会議でも枕崎市議会として決議をしまして、国のほうに地方財政の在り方、これからの充実という1項目で財政課長が言われた地方消費税の今までこの減収補填債の対象税目でなかったものを入れろと、ただ、先ほどもあったように令和2年度限り、今回限りちゅうことなんですけど、これは後年度も要望といたしまししょうか、引き続き減収補填債の対象になっていくっていうのは、その辺についてはどういった見通しを持っているんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 現在のところ、次年度以降については説明されておませんが、今年度減収補填債の対象になった税目は、年度当初、普通交付税の算定をする際の今年度の地方消費税交付金等の積算、それと年度末になりまして実際の収入見込み等に差があるということから、減収補填債の対象となったものでございまして、来年度につきましてはコロナウイルスの影響を普通交付税の基準財政収入額の積算の中で見込んだ上で算定されると思いますので、それだけの減収の見込みというのが生じないような積算をされると考えておりますので、現時点では2年度

限りの措置になるのではないかと見込んでおります。

○9番（立石幸徳） それからもう一つ、資料要求もしていたんですが、この出されているこれは今度の補正第13号の中で市税の法人市民税が2,150万減額になっているものですから、コロナ禍で本市の法人関係の状況がどうなのかということ資料要求をさせていただいたんですが、令和3年度当初についても同じような資料要求、3年度はまた当初予算のとき、5,000万ぐらい減額になっているみたいですので、まだ時間がありますので本当は併せて聞いたほうがいいんでしょうけれども、取りあえずこの2年度分の2,150万の減額に関わるですね、本市の業種別の実態というのが法人市民税でどういうふう把握できるのか、概略でいいんですけれども税務課長のほうに説明をいただきたいと思います。

○税務課長（神園信二） お手元のほうに予算特別委員会資料と、立石委員の要求資料ということで表紙が横長のものをお届けしております。

例年、業種ごとのこういったくくりというものは特にお出ししておりませんでした。資料要求があったということで業種ごとにくくって、左のほうが令和元年度の納税額、右の令和2年度のほうと比較をした増減、右のほうに行きますと増減額、それと対前年度増減率ということでお示ししております。令和2年度がまだ1月までの調定でございましたので、令和元年度も同じく4月から1月までの調定というところで比較を出させていただきました。

大きいところでは一番上の鉱業・採石・砂利採取業がマイナスの80%というところがございますが、これにつきましては特殊要因がありまして、グループ通算制度、いわゆる大企業の子会社といいますか、事業所、系列の会社がある場合には中央のほうというかグループで業績を通算して、納税するような形が導入されておりますけれども、その影響を受けたマイナス80%と、これは飛び抜けて大きかったものから特にお断りをさせていただきたいと思います。

あと減少率で大きいのが上から行きますと漁業関係、それと卸売業関係が59%マイナスであります。それと娯楽業がマイナス72%、続いて情報通信がマイナス69%と、あと人材派遣業も50%を超えて減少しております。下のほうに参りますと、対前年で不動産業以降はプラスの数字に転じている業種もあるというところでございます。1枚めくっていただきまして、畜産・酪農関係が92%、畜産関係については法人でございまして、農家1戸1戸の分でありません、法人だということをおくまでも捉えて御覧いただきたいと思います。対前年度比で一番下のほうに全体でマイナス28%というところで、比較がされているというところであります。

それから、3ページ、もう一枚、今度は縦の表がございまして。

委員の資料要求につきましては、2年度の実績がどの業界がどれだけ減っているかということで今2ページ御覧をいただいたのが第1項目の2年度の状況、資料要求の2項目で令和3年度の法人税の増減をどう見ているのかというふうなお尋ねがございました。

3ページ、こちらに掲げて、出させていただいたのが総務省のほうで地方財政の見通しのところを毎年出しておられるんですが、この中で市町村税の増減見込みというところを出されております。

例年ですと各年度の当初予算につきましては、枕崎市のそれまでの各税目の増減状況を勘案して当初予算を提出させていただいておりましたけれども、令和3年度の当初予算の税収の見通しにつきましては、コロナの経済的な影響ということで全く落ち込みがどの程度来るのか、予測も立てようがないという状況で非常に苦慮いたしました。

苦慮いたしました上で、参考指標となるものは何かあるかということでこの総務省が出しました市町村民税につきましては令和2年度当初と比較して令和3年度では90.5%程度まで落ちるでしょうと上から御覧をいただきますと、個人住民税の項目は均等割、所得割、それと法人住民税につきましては、法人の均等割、法人税割というところ、ここを利用して令和3年度の当初予算につきましては積算をさせていただいたと、この分につきましてはあくまでもマクロじゃない

かというふうな御意見もあろうかと思いましたが、実際どの程度落ち込むのかというところにつきましては、なかなか試算の積み上げようがないというところで苦慮した結果、この国が示したものを採用させていただこうという判断をしたところでございます。

ですから、令和3年度の法人の各業種の増減をどう見たのかというところにつきましては資料がございませんで、この3ページ目をつけさせていただいたというところでございます。

○9番（立石幸徳） 3年度の関係はですね、また当初予算の総括あたりでも、当然、地方財政対策との絡み、あるいは税制改正の絡みも若干は出るんじゃないかと思って、そこで時間があつたらお尋ねをしたいと思います。一応保留をしておきたいと思います。

○委員長（眞茅弘美） ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時34分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○6番（城森史明） 私は説明資料の1番の「新しい生活様式」に対応するための営業スタイル推進事業マイナス2,000万円ということになっているんですが、その辺の予算を立てたときの計画と実際と、2,000万円の20%以上の大幅なマイナスになっていますが、この辺はどういう事情によってこういう、予算とのずれはどういうことだったのでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 当初組んでいた、大きく2つの事業ということで、物品購入事業と店舗の施設改修事業ということで、2件それぞれ補助の上限額を50万、100万円としておりましたが、飲食店、スナック等を含めまして100件を超えるということで8割ぐらいの方がされるのではないかと思ったところですが、実際に新しい生活様式に対応したアルコール消毒ですとか、サーモグラフィー、体温計、そういったものの購入等も56件にとどまり、店舗改修については39件にとどまったということでございます。

ただ、金額においても、上限額を最大使ったところもあれば、店舗の大きさ、広さによってはそこまで費用がかからずに少額の補助で済んだところもございます。そういったことで、申請期限を昨年12月までを物品購入、そして先月2月までを店舗の施設改修ということで長めに取っておりましたが、やはりいろんな状況において、飲食店も経営が厳しかったり、これで助かったというところもあるんですけれども、5分の4の補助ということで、残り5分の1が自己負担ということでございましたので、そういったことでこのような実績、執行額にとどまったと考えております。

○6番（城森史明） 確かに5分の1が自己負担ということなんで、この物品購入が56件にとどまっていますよね。飲食サービス業会は、結構100軒以上あると思ってるんですが、これが非常に少ない。これは、はっきり言ってお金もあまりかからないわけですよ。これが56件にとどまっているということ自体は、もう事前にアルコールとかそういうもんですよ、これは非常に少ないという理由はどう分析していますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 私が知っている飲食店でもこの制度を利用せずに、アルコール消毒、従業員のマスクですとか自前でされているところもございます。また、県のそういった補助をもらっているところもあれば、県プラス市の補助も頂いている事業所もございます。

なので、申請主義でありますので、こちらのほうは飲食業の組合、そういったところも通じて、会議所も通じて周知をしたところですが、申請が上がってこなかった部分もあると思います。自己資金でやって、市の申請補助をしなかったというところも実際あるようでございます。

○6番（城森史明） 店の改修は、確かに資金の問題も大きくなっていくと思うんですけど、物品購入はアルコールにしても、マスクにしても、消耗品的な要素が強いので、これはやっぱり事前に購入しとつても、これがこの助成制度を活用してですね、すべきじゃないかと思うんですが、ちょっと、そういう意味で、飲食業界の人たち自体の意識についてはどうなんですか、非常に高

いと思うんですけど、この数字を見る限り、半分程度ですから少ないような気がするんですが、コロナ感染に対する意識っていうのはどのような感じなんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 飲食店におきましては、法人、個人ありますが、特に税理士に会計をお願いしているところはやはり税理士等から、国や県の支援をはじめとしまして、市のこういった支援策というのは十分事業主には伝わっていきまして、そういったものでしっかりと申請されたかと思えます。

また、今委員がおっしゃるとおり、意識という問題でも、店舗的に大きくない、席数が10を超えるような店でも、やはりこのような飲食店向けの新しい生活様式に対応するための営業スタイルの推進事業について申請されている店もございます。

申請しなかったからといって、意識が低いということでもないと思うんですが、やはり私どもが公費でそういった対応をしている店に丸いシールを無料でお配りしましたが、この件数も五十数件を超えておりますので、物品購入事業の件数以上に、そういった対応はいただいていると思っております。意識が低いということはないと思っております。

皆さん、そういった対応をすることによって、お客様、そういった方が入りやすいと言いますか、利用しやすい店舗づくりには努めていただいていると考えております。

○6番（城森史明） 私も何軒か外食しましたが、全てアクリル板も正面に取り付けたり、アルコールが置いてあるので、検温装置まではなかなか限られるのかなと思いますが、そういう意味では経済との両立を店自身もしっかりコロナの対策をしなきゃいけないわけですから、これからもこの周知ちゅうか、認知ちゅうか、お願いをしたいと思えます。

次に、2番目の事業者応援資金支給事業、これも1,000万円の減、15万円だと思うんですけど、これ66件ぐらいですか。これの予算とのずれっていうのをどういうふうに捉えているのか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 事業者応援資金につきましては、当初、売上減少の対象月を7月、8月で期間を2か月間設定しておりましたが、やはり、コロナの収束が見込めない中で売上げが減少している事業が多いということで、12月までということで期間を延ばしたところですが、それに応じて対応してきたところですが、最終的に、一般質問でも申し上げましたとおり707件、そして約1億2,000万の執行をしたところですが、当初、私どもが市内の件数というものを、事業者全業種対象ということでしたので、約1,400件を全ての対象ということでしたところでした。

内訳につきましては、5年ぐらい前の経済センサスの数値プラス農水省のほうで漁業者、農業者の個人事業主等も勘案して1,400とし、15%以上の売上減少のところを約1,200と見込んだところでした。

その中で、執行について実際のところ707件ということで、5割を超える申請があったところですが、税務課からも先ほどそういった資料が出ておりますが、中には、やはり売上げの減少がそこまで至らなかった方、また申請をされなかった方もいたかと思っております。

そうした中で、実績的には707件にとどまって、今回、予算と執行額のそういった減少額について、今回補正をお願いするというところで提案しているところでございます。

○6番（城森史明） 支給額が多かったベスト3、業界の。例えば、飲食サービス業とか農業、林業、水産業などベスト3を教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 額といいますか、まず707件の多かった業種を申し上げたいと思います。

一番多かったのが、農業、林業197件、全体の27.9%を占めております。私が申し上げておりますのは日本の標準産業分類で、大分類別に分類されます業種で申し上げておりますのでよろしく申し上げます。2番目が、宿泊業、飲食サービス業118件、16.7%、3番目が製造業103件、14.6%、続きまして、卸売業、小売業で92件、13%となっております。

一応、それぞれ減少幅といいますのも卸売小売業以外は平均減少率が50%を超えて、大きな減少率ということで申請をされております。今、申しあげました中では農業が62%減少、製造業でも56%減少、宿泊・飲食サービス業も58%減少ということで、減少率も高いものとなっております。

○6番（城森史明） 次の質疑ですが、3番目の地方バス路線関係補助について説明をお願いします。

○企画調整課長（東中川徹） 地方バス関係でございますが、地方バス市内路線維持費補助、これの約230万円につきましては、令和元年10月から令和2年9月末までを補助対象期間とします金山道野線の赤字分を市が補助するものでございます。

2つ目の地方公共交通特別対策事業補助1,166万5,000円につきましては、同じく令和元年10月から令和2年9月までを補助対象期間とします空港バスの赤字分、これを枕崎市、南さつま市、日置市が路線距離等に占める割合で補助を行うもので、この補助をした分の2分の1については翌年度に県から市のほうへ補助金として交付されるものでございます。

なお、この補助対象期間においては、昨年3月以降になります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けまして、東京、大阪便を中心に欠航等がなされているということもありまして、空港バスの運行についても大幅な減収となっているということで、前の対象年度分と比べて大幅な赤字となっているというものでございます。

それと、参考までに、今、空港バスについては上り下り合わせて16便ダイヤがありますが、この部分についても非常に乗っている方が少ないということもありまして、3月15日から半分程度を運休するという事となっております。

○6番（城森史明） 特にこの地方バスなんですけど、今、タクシーの補助券を配っているんですけど、次のステップはデマンド交通を検討しているということですが、この辺の地方バスの補助を当然、そういった意味では地方バスの必要性もありますし、それでは対応し切れない部分もあると思うんですけど、そのデマンド交通の今の経過はどうなっているんですか。

○企画調整課長（東中川徹） 地域公共交通システム推進事業におきましては、施政方針で市長からもありましたように、今のタクシー利用に係る運賃助成制度のさらなる利用促進に努めると。

そうしながら、新年度は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域公共交通活性化再生法といいますけど、その改正に伴いまして、本市の地域公共交通の課題、実情に即した公共交通体系の在り方等を検討するために、市民、関係団体、交通事業者、関係行政機関等で組織します法定協議会を設置することとしております。

そして、その協議会のほうで、地域公共交通活性化法で策定が努力義務とされております地域公共交通計画の策定を取り組みます。

そこで、いろいろ検討をして計画を立てて、高齢者をはじめとする交通弱者に配慮した市民の利便性の増進につなげていきたいということで、令和3年度バス、タクシー、そういうものを含めた検討に入っていくということでございます。

○6番（城森史明） そういう意味で、現在のタクシー券補助、これに対する、今1年か2年がたっていると思うんですけど、分析はどのように考えておられるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 交通弱者に対するタクシーチケットの支給につきましては、これまでのところ、例えば令和元年度の場合には、該当者に対して実際に申請される方の割合が4割弱にとどまっていたかと思えます。

令和2年度につきましては、75歳以上の高齢者でいいますと、令和元年度よりも申請する方が200人弱多くなっておりますので、制度の周知ということについては前年度よりも周知がされてきたのかなとは思っております。

分析ということですが、タクシーチケットの利用者につきましてアンケートを取っているところ

ろでございますけれども、アンケートの中で寄せられた意見といたしましては、利用実態としてはどの校区でもそうですけれども、病院に通うために使う割合、その次には買物に出かけるためにこのタクシーチケットを利用しているという、そういった状況がうかがえるところでございますけれども、利用者からの希望としては、助成額についてもっと多くできないかとか、そういった意見が寄せられているところでございます。

そこら辺につきましては、今、企画調整課長から答弁がありましたとおり、今後の枕崎の公共交通体系をどうするかという観点も踏まえて、交通体系の再構築と、それに伴ってこのタクシーチケットをその後どうするかということも含めて検討してまいりたいとは考えております。

**○6番（城森史明）** 地方バスというのはやっぱり切っても切れないんですが、地方バスも非常に経営は厳しいというのは地方では聞いているし、やはりその辺は大事かと思うんですが、それと周知ちゅうかですね、知らない市民が多いんじゃないかと思う。

というのはですね、なぜその枕崎市は、南さつまやら南九州ですか、ひまわりバスとかつわちゃんバスをなぜ走らせないのかっていうことを言うんですよ。あれを走らせたなら、あれは赤字なんだよ、空気を運んでいるだけなんだよって言うんだけど、その辺をタクシーチケットもですね、知らない人が多いと思うんですよ。そういう意味で、聞いたら40%だったということだったので、その周知を要望したいと思います。

**○5番（禰占通男）** 先ほどの質疑に対しての関連ですけど、ウイルスの感染症対策に対する支援事業の新しい生活様式とか、応援資金支給事業、この支給者に対する、受給者ですよ、この課税の対象になるということの周知はどのようになされているんですか。

**○税務課長（神園信二）** 当然、今ちょうどその時期であります、住民税の申告または確定申告、こちらのほうに皆さんお越しにならないといけないわけですね。

そのときに事情を話し、いろいろ収入の状況とか、いろんな状況をお聞きしながら申告書はお受けするわけですけども、国の持続化給付金とか、いろんなほかの補助を受けていませんかということは一々お尋ねをして、申告をお受けしているという状況であります。

補助を支出される際も課税対象になりますので、申告が必要ですというふうな御案内は、当然、補助を出されるもとのところが御案内はされていると思います。

詳しく、持続化給付金を受けていませんかという問いかけは、皆さんにさせていただいているという状況です。

**○13番（清水和弘）** 私はこの説明書の34ページですね、漁港建設費なんですけど、ここに補正額1,299万6,000円とあるんですけど、広域漁業整備事業というのは外港のことなんですか。

そして、また県単漁港整備事業を説明していただけないでしょうか。

**○水産商工課長（鮫島寿文）** 34ページの広域漁港整備事業マイナス1,894万8,000円からまず申し上げます。

これにつきましては、おっしゃいましたとおり、漁港の外港のほうの水深9メートル岸壁の新設及び水深6メートル岸壁の改良に係る整備費の負担金の減額でございます。

もう一つ、その下の県単漁港整備事業につきましては、別府のほうの白沢津港の西側の護岸の工事の減額でございます。

先ほどの広域漁港の整備事業と同じく、県の予算の内示減額による、今回市のほうの減額補正としてお願いしてあるところです。

**○13番（清水和弘）** 9メートル岸壁の部分だという話でしたけど、どういう事業で工事内容が変わったのか。どうなんですか。なぜこの1,894万減になったんですか。

**○水産商工課長（鮫島寿文）** 外港の一番南側の水深9メートル岸壁、海外まき網船が接岸して水揚げする場所ですけども、これを西側のほうに延長をしておりますが、その工事の国や県のそういった全体工事費の予算の減額で、今年度分の費用が1,800万程度減額したということで、

岸壁の新設、それと水深6メートル岸壁の改良、こういったことで国の特定計画の中で整備を進めておりますので、その部分の全体的な工事費の減額ということでもあります。

○13番（清水和弘） 減額ってなるのは、私はあまり好ましくないと思うんだけど、こういうことで、構造的な強度とか、そういう部分への影響ちゅうのは考慮されたんでしょうかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 減額されたことによって強度が低下するとかそういったものではございません。

○13番（清水和弘） 私が考えとるのは液状化現象なんですよ。そういうものへの対応はされとるんでしょうかということを知りたいんです。どうなんでしょう。

○水産商工課長（鮫島寿文） 一般質問でも私答弁したと思うんですが、平成28年に機能診断をしまして、それに基づいて、今申し上げました水深9メートル岸壁とマイナス6メートルの岸壁の新設改良を進めておりますので、耐震、そういったものについてもしっかりと整備していくという考えであります。

○3番（上迫正幸） 資料の38ページ。防災無線戸別受信機設置、これが減額されている理由は何でしょう。

○総務課長（本田親行） 令和2年度の防災行政無線の補助につきましては、公民館の要望調査で2,500戸程度の要望がございましたので、それに基づいて予算計上いたしました。実績といたしまして、公民館の事情としてまだ使えるとか、負担する部分の積立てを行えないというような声がございました。

ということも含めまして、来年度以降も補助を行うことを決定いたしましたので、来年度の当初予算につきましても、2,500戸から実績のあった1,500戸を引いた1,000戸弱を当初予算でもお願いしてございます。

要望に基づいて予算計上したんですけれども、公民館等の事情で実施が今年度なされていない部分があるということで予算を落とすところがございます。

○3番（上迫正幸） 今現在の申込み状況が分かりましたら教えてください。

○総務課参事（田中幸喜） 当初、令和元年度において要望調査を行った段階で、48公民館から2,469台の要望数が算出されたため、令和2年度において5,500万の予算を計上したところがございますが、令和2年度におきましては36公民館の交付申請がございました。それと個人が3名。昨年12月31日現在でございますが、合計1,492台が申請されているものでございます。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほどの清水委員の液状化の関係について少し補足します。

漁港施設の液状化につきましては、平成28年の水産流通基盤整備事業において使用施設の機能診断及び機能強化の対策を検討されたところです。

水深9メートル岸壁につきましては、レベル2の地震等に対応する耐震強化岸壁で整備をしております。液状化判定結果においても液状化しないと判定されているところです。

また、水深6メートル岸壁におきましても、こういった対応をされていくと思っているところがございます。

○11番（永野慶一郎） 防災無線の件の関連で、1,492台、令和2年度で防災無線をつけられた方がいらっしゃるということなんですけども、市民の声です。無線のないところ、聞こえが悪いとかっていうのも、そういった声も聞きますが、若い世代ってですね、朝いつも7時半とか夕方6時ぐらいに放送が大体定期的に鳴っていると思うんですけど、若い世代、現役世代ですね、朝仕事に出ていった時間とかまだ帰ってきていない時間に防災無線が鳴ったりしているんですよ。

今、メールです。その防災無線の内容のやつが流れてくるシステムがあるんですけど、私はそのメールです。登録をしてそれで確認するようにしているんですけど、先日ちょっとお客さんのところに行ったら、防災無線があるのにいつも私なんか聞くこともないし、聞こえづらいという声もあるよって言ったら、メールがありますよということですね、登録のほうをちょ

っと教えてあげたっていうか、そういったものもあるんですけど、せっかくそういった機能もあるわけですから、実際メールの登録率って今何件ぐらいあるんですかね。お分かりになりますか。

○総務課長（本田親行） メールの件数については参事のほうから答弁いたしますけども、おっしゃるように災害関連情報を確実にお伝えするという観点からは、防災行政無線と併せてメールの登録の促進をお願いしているところでございます。

広報紙等でもお願いしておりますけども、今年度も市公連等の際に具体的な御説明をする予定だったんですが、コロナの関係なんかで開催されていない。それから、公民館等の出前講座も計画しているんですけど、なかなかという状況でございました。

来年度は、コロナの収束状況等も踏まえて公民館等の出前講座等も実施して、その場で登録のやり方とかも出向いてやっていければなと考えているところでございます。

○総務課参事（田中幸喜） 登録制メールの人数につきましては、一応、860ほどだと記憶してございます。

なお、周知につきましては総務課長からもございましたが広報紙及びチラシを入れての各世帯への周知、それから学校のほうにもお願いいたしまして、教職員を通じて保護者へも伝えていただいたり、職員はもとより消防団員等へも周知に努めておりますが、なかなか市民の皆様にはまだ届いていない部分もあると思いますので、今後積極的にアナウンスを行っていきたいと考えております。

○11番（永野慶一郎） 防災無線うちの集落ではですね、一応希望者を募って回覧で回してですね、それで何人か10数件ございました。あわせて、そういったときにメールの機能もありますよということで、そういった案内を各公民館単位でやるのもいいのかなど。あとですね、周知をしてもですね、なかなかメールの設定、ドメイン設定ちゅってですね、メールが入ってこない、ブロックする設定とかしてあると。だから、その解除の仕方が分からないっていうような方も結構いらっしゃいますので、先ほど総務課長がおっしゃったように出前講座とかそういったので誰もが使いやすいような設定にしてあげれば、防災無線と両方でいければより効果的かなっていうのは思いますので、またそこは努めていっていただきたいと思います。

○総務課長（本田親行） また、そのような要望等もお寄せいただければ大変ありがたいところでございます。よろしくお願いたします。

○8番（吉嶺周作） 防災無線の申請が先ほどは36公民館と言われておりましたが、校区ごとの普及率というのは、どうなっているんですかね。私が感じているところは、枕崎校区のほうはあまり申請件数が少ないんじゃないかというようなことを聞いているんですけど。

○総務課長（本田親行） 数字については担当のほうでお答えいたしますけども、8番委員がおっしゃるように傾向的にはそういう傾向にございます。

もともと市内の桜山地区、別府地区を中心に公民館の地域放送ができるような形で整備されておりました。今回のデジタル化に当たっても、集落放送等ができる放送システムにしておりますので、当然、これまで集落放送をやってきた公民館はそういう補助の申請をお願いしております。

街の方はもともとそういう公民館放送等もしていなかったこともあって、公民館によっては個人で高齢者等が数台お願いされるとか、新たに取り組まれている集落もございますけども、そういった状況でその辺の戸別受信機の使い方の違いによって枕崎校区とそれ以外の校区との普及の状況については差があるところでございます。

○8番（吉嶺周作） 市が契約を結んだ戸別受信機のメーカーですよね。そこは、どこで契約を結んでいましたか、会社名は。

○総務課参事（田中幸喜） 戸別受信機の設置メーカーについてはエリアトークです。

○8番（吉嶺周作） 先日、公民館長からお話を聞いたんですけども、業者が公民館長の家に

戸別受信機を持ってきて、それで帰ろうとしたと。それで、これは誰が付けるのかと聞いたら公民館長ですと。公民館長は設定の仕方も分からないわけじゃないですか。

業者が取り付けに行くというような契約というか提携の仕方とか、そういったところはどうなっているんですかね。

○総務課長（本田親行） 戸別受信機の設置補助を市が行っておりますが、あくまでも設置するのは公民館でございます。

ですから、うちの集落の具体的なことで申し訳ないんですが、設置の委託までお願いしたり、そこに手数料がかかるんだったら自分たちでつけて置き換えるだけなので、そこまでは要らないといったような契約をされていらっしゃるようでございます。

あくまでも公民館と業者との契約に対して市は補助を行っているという事業でございますので、その辺は公民館と事業者とよく連絡を取り合って契約していただくということになります。

○総務課参事（田中幸喜） 先ほどの戸別受信機の設置戸数について、地区ごとに申し上げたいと思います。

金山地区27、桜山地区736、立神地区85、枕崎地区49、別府地区589、これにつきましては令和3年2月1日現在でございます。

○4番（沖園強） 予算書の37ページをお願いします。住宅費の中で財源内訳変更があるんですけど、特定財源の。この理由をお示しいただきたい。

○建設課長（松崎信二） 住宅建設費の国県支出金の減と地方債の増額につきましては、補助事業対象外の単独事業分の財源内訳変更になります。

○4番（沖園強） 当初は補助事業のつもりが、単独事業に切り替わったの、これどういうこと。

○建設課長（松崎信二） 国のほうからの交付決定額によりまして補助事業分が不足しましたので、その分の不足分の単独費を今回計上しております。

○4番（沖園強） 補助率も変わったの、どういうこと。事業費が減ったんじゃないくて、事業費は変わらんとでしよう、補助率は変わったの。補助率が変わって単独に切り替えたの、どっちなの。

○建設課長（松崎信二） 補助率は変わっておりませんが、国からの内示額が減っております。

○4番（沖園強） 当初は補助事業で設計を予算計上したわけでしょう。

○建設課長（松崎信二） 住宅関係で補助率自体は50%です。でも、補助対象外の項目もありまして、最初から一部は単独費も計上しておりました。その後、全体の中の補助対象事業分の50%が国庫補助ですけれども、その事業費全体で100%の内示がありませんでしたので、その不足額分を単独費で計上しています。

○4番（沖園強） 当初から補助事業で執行するつもりが単独事業に切り替えざるを得なかったのかどうかちゅうことをお聞きしているんです。

○建設課長（松崎信二） 当初補助金を1,800……（「それはいいって、なぜ単独事業に切り替えざるを得なかったのかということです。補助事業は補助事業でしょう。」と言う者あり）

○4番（沖園強） その補助事業の中で補助対象にならなかった費目と言えはいいのかな、出てきたのかどうかちゅうこと、それがはっきりすればいいの。

○建設課主幹兼建築係長（大工園昭則） 国の内示が交付率50%に対しまして、対象事業費に対する国費が40%でした。

○4番（沖園強） 全然答弁が違うでしょう。50%のつもりが40%になったちゅうことでしょう。指摘しておきます。分かればいいんです。なぜ補助率が変わったのかは、また当初予算等もございまして、その辺でお聞きしておきます。

それと40ページ。学校施設整備費の校内通信ネットワーク整備委託事業が40%程度減ったの

かな、これは何の理由で減ったんですか。

○教委総務課長（宮原司） 今回の補正におきましては、校内通信ネットワーク整備委託料の減額を小学校1,457万5,000円、中学校3,916万8,000円、小中学校合わせて5,374万3,000円の減額を計上してございます。

今回の減額の大きな理由につきましては、当初予算積算時において各学校にセキュリティー対策を強固にするための対応として計上していた装置がございました。

今回の補助金の交付申請に当たりましては、国から校内通信ネットワークの整備について適正な試算を行うことと、補助金の補助単価が定められたことによりまして、申請に当たり改めて今回の事業が補助対象工事費となるように試算を再度行ったところでございます。

その結果、当初セキュリティーの向上を図るために各学校に1台ずつ設置する予定でありました、1台当たり250万円のUTMという装置がございます。それを各学校に設置をすることと、これはUTMというのは総合脅威管理装置、ファイアーウォール、ウェブフィルタリング、アンチウイルスなどの複数のセキュリティー機能を持つものですが、当初はそれを予定していたんですけれども、その装置が本当に必要かどうかを再度事業費の積算をするに当たって事業者等にも確認をしたところ、それについては必要ないということと、あと単価についても今回キャビネットの設置の整備をしているんですが、これについても単価の上限が決められたことや、Wi-Fiアクセスポイントにおいても各中学校では、各教室全部にアクセスポイントを整備する予定で積算をしていたのですが、これも申請に当たっては過剰であると指摘があったものですから、そういう部分を全て見直し、最終的には入札をするに当たって額を決定しましたので、その分が大きく減額となったところでございます。

○4番（沖園強） 12月議会での予算特別委員会で質疑したんですけど、今回も残業手当が計上されてないと。そのときの私の指摘は、非常にコロナの関係で農政課、農業委員会、そして窓口で業務関係の夕方の勤務あるいは休日の勤務等で残業は実際あるんじゃないかと指摘したら、交代制でやっておりますから影響ありませんという御答弁だったんですよね。

先ほど農政課の部分で、なぜこの明許繰越しが発生したのかと、ましてや災害復旧費だと、ただ業務が追いつかなかったと、事務処理が追いつかなかったということだったんですよね。

副市長は、たまには各課を回ったりするもんですか。

○副市長（小泉智資） 回っておりますが、それが何か。

○4番（沖園強） どれぐらいの頻度で回っていますか。

○副市長（小泉智資） 週に何回とかそういうふうに決めておりませんが、随時回っています。

○4番（沖園強） 実際、質疑応答の御答弁の中で、業務が追いつかなかったということが発生していると、特に水産商工課、農政課、コロナの関係、まあいろんな地方創生関係の事業で非常にタイトになっていると思うんですよね。もう水産商工課は特に。

また、農政課のほう農業委員会のほう、非常にタイトになっていると思うんですよ。ちょうど中間管理事業の利用権設定の関係が5年置きの節目の年にもなっておったりするもんですからね。そういったところで、どれだけ総務課関係が把握しているのかなと。

そしてまた、横断的な庁内でのそういう業務の分担をし合っているのかなと疑義を感じるもんですから、その辺について見解をお聞かせください。

○総務課長（本田親行） 時間外の予算計上につきましては、時間外勤務手当の予算自体が不足しておりませんので、計上してございません。

時間外勤務につきましては、各課長が時間外勤務命令を行いますので、適正に申請されているものと思っております。

それから、各課の勤務状況につきましては、総務課の職員も毎晩遅くまで残っておりますので、各課が残って業務をしているということについては把握しているつもりでございます。

○4番（沖園強）最後にしますけど、質疑で指摘していいのかどうか自分も迷っているんですけど、実際業務が追いつかない主管課があるということだけを指摘しておきたいと思います。

○委員長（眞茅弘美）ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（眞茅弘美）異議もありませんので、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

### △議案第3号 令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（眞茅弘美）再開いたします。

次に、議案第3号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文）議案第3号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,756万円を減額し、予算総額を36億2,353万8,000円にしようとするもので、当初予算より1.4%の減となります。

補正の内容は、今年度実績見込みに基づき療養諸費につきましては一般被保険者療養給付費4,000万円の減額と、高額療養費につきましては一般被保険者高額療養費1,000万円の減額と、出産育児諸費につきましては出産育児一時金の336万円の減額です。保健事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、特定健診受診勧奨委託事業を実施しなかったことによる医療費適正化特別対策事業及び保健事業費420万円の減額です。

以上の財源として、国庫支出金153万5,000円、繰入金5,457万円、繰越金891万3,000円の増額と、県支出金2,686万1,000円、諸収入9,571万7,000円の減額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（眞茅弘美）審査をお願いいたします。

○12番（東君子）説明資料の3番、出産育児一時金、この金額が減っているんですけど、これはなぜ減っているんでしょうか。

○健康課長（田中義文）出産育児一時金につきましては、1人当たり42万円が基準になりますので、それを当初予算では20人分計上してありました。

2月末が年度の決算になりますので、2月末の見込みで10人程度ということで、そのほかにも可能性もありますので、12人で計上し直しまして、その差額を補正で減額したということでございます。

○9番（立石幸徳）今、出産の関係、まだちょっときちんとした回答になっていないと思うんですけど、当初20人見込んだわけですね、それはちょっと今までの予算書を持ってきてないんで、例年とするとどうということになっているんですか。

○健康課長（田中義文） 出産育児一時金の見込みにつきましては、過去5年間の平均に予備ということでプラス3人という人数で計上しているところです。

○9番（立石幸徳） そうすると、今年は12人ということですけど、例年とすると国保関係の出産のほうは特に減っていると、こういうことなんですか。

○健康課長（田中義文） 先ほど申しあげましたように、過去5年間の平均に予備ということでプラス3人にして今年度20人で計上したということですので、過去5年間の平均は17人程度だったということです。2月末を先ほど申しあげましたように、実績としては10人程度になるんじゃないかと思っておりますが、予備を見て12人、今回は計上しているところです。そのようなことからいたしますと、例年より大分少ないということでございます。

○9番（立石幸徳） 保健事業費、最初の説明をちょっと聞き漏らしたんですけど、何の事業をしなかったちゅうことですか、この420万円の減。

○健康課長（田中義文） 平成30年度の6月補正に計上したんですが、特定健診の未受診者を対象に受診勧奨事業を民間会社に委託して取り組んでおります。

平成30年度はその効果が非常に大きく現れて、対前年度比で8ポイント受診率が伸びて52.5%まで上昇しております。単年度での伸びが大きかった影響もあったのか、翌年度は約50%まで下がったところです。

平成30年度の6月議会でも詳細に説明したところですが、人工知能とソーシャルマーケティングの手法を活用し未受診者の心理特性を4つに分けて、それぞれの心理特性に合わせた勧奨事業を行うということです。

しかしながら、今年度の特定健診、がん検診などの集団健診、併せてセット健診と呼んでおりますが、セット健診を実施するに当たって、全国的に感染が拡大して緊急事態宣言も発令されるという事態になったものですから、7月に実施予定だったものを11月、12月に延期いたしました。

その際に、今年度については、未受診者勧奨を行うことによって健診会場に実施者が増えることになると、新型コロナの感染予防対策としての3密を防げるのかということが懸念されたものですから、非常に悩んだんですけども特定健診の受診率向上と新型コロナの感染予防を正直てんびんにかけまして、コロナの感染予防のほうを重視すべきだということで、今年度は未受診者勧奨を取りやめたということでございます。その費用が420万円という内容でございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、コロナの状況次第ではまた次年度からこの事業を導入していくちゅう、その辺の部分では残っていると、こういう理解でいいんですね。

○健康課長（田中義文） 委員がおっしゃいましたように、新年度につきましては再開するという計画でございます。

○9番（立石幸徳） それから、歳入のほうの予算書では5ページになるんですかね、財政安定化支援事業がこれも476万3,000円落ちているんですけども、この安定化支援事業については何かその算定上の要件といたしまししょうか、そういう変化があったんですか、5ページですね。

安定化支援事業はいろいろ、例えばベッド数とか時々要件が変化して、要件によって支援事業の交付金が変わってくるんですけど、何でこれが476万3,000円減ったんですかね。

○健康課長（田中義文） おっしゃるとおり、前は高齢者が多いとか、低所得者が多いとか、ベッド数が多いという3つの要因を合計して交付税の算定を行っていたところです。

今、ベッド数が多いということが削られておりますので、その理由につきましては、7割・5割・2割の軽減の対象が令和元年度から2年度にかけまして減少しております。それは全体的な被保険者数の減少によるものだと考えているところです。

○9番（立石幸徳） 考えているとかなんだとか、ぴしゃっと補正の金額は具体的に出ているわけですからその算定上、補正を出す際の根拠はもう持ち合わせておらんといかんわけでしょう、

考えておりますちゅうんじゃ、答弁にならないですよ。何か、今、私も時間もあれですので当初のときでいいですよ、当初までにちゃんときちっと整理して算出根拠を教えてください。

それから、これも本会議一般質問で医療費が上がっているんだということだけは言ったんですけど、国保数年の医療費のな、実際どう上がっているか、一番直近で52万円ち言ったですかね、1人。その部分の医療費が枕崎では上がっていますよっていう医療費の動向をちょっと教えてくださいませんか。

**○健康課長（田中義文）** まず、一般質問のところでも申し上げたのが、医療費の動向につきましては、1人当たり医療費は今年度も若干ではありますが、12月診療分までで、今年度は0.6%対前年度比で伸びているということですが、被保険者数の減少があるものですから、医療費全体としては元年度から今年度にかけては減少しているという状況でございます。

**○9番（立石幸徳）** 1人当たりを聞いているんですよ、そりゃ被保険者数が下がれば全体費は下がっていくでしょうよ、そんだけ人間が減るんだから。1人当たりの医療費がどうなっているんですかと、この部分ですよ。

**○健康課長（田中義文）** 1人当たりの医療費につきましては、一般質問の答弁いたしましたように30年度で対前年度比2.3%伸びておまして、元年度では4.3%伸びております。今年度につきましては、先ほども申し上げている12月末現在までで0.6%の伸びということですので、やはり伸びは続いているという状況でございます。

**○9番（立石幸徳）** そのパーセントもなんですけど、金額、実額では出していないんですか、1人当たり幾らと。本会議では52万円を教えてくださいいただいたと思うんですけど、というのがな、私は変にこの細かいことを聞いているつもりは何もないんですよ。非常になかなか聞いていることに的確にお答えいただけないんで私自身も苦慮しているんですけど、当初のときでもこれもいいですけどね、要するに課長が本会議で言われたいろいろあってもう法定外繰入れをせざるを得ないと思っていますというこの言葉を私は非常に気にしているんです。

そりゃ法定外繰入れをせざるを得ないで終わればはっきり言ってこんな幸せなことはないですよ。しかし、今や法定外繰入れちゅうのをせざるを得なくてもしてはいけないといういろんな圧力が来ているわけでしょう、ですからもうこれ以上言いませんけどね、具体的な指数は当初までにきちっとそろえて報告できるようにしとってください。私の質疑は終わります。

**○6番（城森史明）** 一般質問でもそうだったんですが、この5年以内に3,000万、税を値上げするとそういうことが私はちょっと気になったんですが、それはもう確定したことなんですか。

市長も課長もすぐ決まったことなんだという感じで受け取れるんですよ、まだ決まってないでしょう。

**○健康課長（田中義文）** あくまでも計画ですので決定ではないです。ただ30年度に税率改定をする際には残りの保険税必要額3,000万円程度につきましては、当時の財政健全化計画の終わりの年度であります令和5年度までに引き上げる必要があるということを議会でも答弁いたしましたし、住民説明会でも御説明をして、そのようなことを計画しているということでは周知を図っているところでございます。あくまでも、決定というわけではないと思います。

**○6番（城森史明）** それは、今までの流れを考えたときですよ、要は税を上げるか、法定外繰り入れるか、それしかないわけですよ、だけど税ちゅうのはもう限界に近いと。

5年前以降ですよ、限界に近いからもうこれ以上は保険税を強いるのは被保険者に大きな負担となるので、これ以上の値上げはできないとそういうことだったでしょう。それが何か制度が県に移行した途端に何かもう上げるということを、それはもう全部をなくして上げるんだということがもう前提になってこんな言われると、それがもう事実化していきますよね。だけど、それはちょっと非常に、その辺からの整合性っていうのはどう考えているんですか。

**○健康課長（田中義文）** 委員がおっしゃっておられたことは平成25年度に財政健全化計画を

策定いたしました。当初3年間の27年度までの計画だったんですけど、また27年度に計画の延長をいたしました。その際に、計画期間内の税率引上げについては非常に被保険者の負担が重たくなっている、これ以上の引上げは難しいということを御説明しているかというふうに考えております。

平成30年度の税率改定の際にも申し上げましたが、状況としては劇的に改善しているということではないわけですので、引き続き国保税を引き上げるということは非常に厳しい、重たい判断にはなるかと思うんですけども、先ほどの御質疑にありますように、今後法定外繰入れを解消するというを実現するためには、適正賦課ということで税率改定もやはり検討を毎年せざるを得ないと考えているところでございます。

**○6番（城森史明）** 一応、平行線になりますのでこれでやめますが、それと医療費が毎年上がっていることですが、うちの場合はがんの受診比率が非常に少ないということが一つ大きな問題じゃないかと思うんですけど、そういえば10%台ですよ。

ですから、そういう意味で今さっき言ったように医療費が毎年高騰しているということですが、がん検診向上に対する経費的な試算、その辺はできていますか。例えば、経費ちゅうか、がん検診の補助をすると、対する補助をしたときに例えば今10%台を20%、30%、50%にしたときの補助率をしたときに要は検診をただにするちことですよ、無料化。その辺のシミュレーションはされているんですか。

**○健康課長（田中義文）** ただいまの状況といたしましては、特定健診については受診料がもう無料になっているわけですが、委員がおっしゃりたいのはがん検診も全て無料にという趣旨であろうかと思うんですけども、現在、がん検診も金額が安いのもありますし、高いのもあります。それを全額無料にしているという市町村は、県内には……（「いや、全額じゃなくて、例えば50%とか、がん、検診率を例えば」と言う者あり）。

**○6番（城森史明）** 例えば、30%に上げようとしたときに、さらに50%にしようとしたときに補助率の経費50%を補助するとか、そういうシミュレーションが、そういうことの作業はできていますか。

**○健康課長（田中義文）** がん検診の市の補助率を上げることによって、がん検診の受診率がどれだけ伸びるかというシミュレーションをされているかという御質疑だと思うんですけど、今のところは実際に行っていないんですけども、市としては一定の補助を行っておりまして、被保険者の負担をできるだけ軽くして受けやすいような環境をつくろうとは考えているところです。

あと、がん検診等につきましては、補助の問題もですがやはり市民の意識を変えないと、特定健診であっても無料になったから受診率が劇的に上がったかといいますと、ほぼ効果がなかったというのが実際です。

お金の問題より意識の問題と私たちは考えておりますので、当然一定の補助は行いますけれども受けやすい環境であったり、市民の皆さんが受けたいと思うような意識の啓発を行っていくというのが重点的な考え方になっております。

**○6番（城森史明）** 特定健診が上がっているから全然効果がなかったということですが、効果があったんじゃないんですか。だって10年前は二十何%でしたよ、それを無料化することによって、今53%台ですよ、県内でも高いほうにあるんじゃないですか。

無料化にすることによって、要は本当に最低だった健診率をですよ、今53%に上がっているんでしょ、国の目標は60%ですよ、なぜなかったんですか、効果は。

**○健康課長（田中義文）** すみません、私も極論で申し上げて申し訳ないんですけど、平成20年度から特定健診が始まって途中で特定健診の受診費用を無料化したんですけど、思ったように伸びなかったという意味で、無料にしたからといって劇的に伸びるとするのは難しいと考えております。

特定健診とがん検診は種類が若干違いますから、がん検診の補助率を上げたらもっと受診率が伸びるのではないかということについては検証をしていかないといけないと思うんですけど、やはり一番は意識を高めることが重要ではないかなと思っていますところ。

○6番(城森史明) ですから、どうもあの、多分五十数%ですよ、今、健診率が、ということは非常に劇的に上がったんじゃないかと。そんなに例えば国の目標も60%ですから、それ以上なかなか難しいものということで60%の設定があると思うし、そういう面では非常に効果はあったと給付費をですね、鈍化させる効果はあったんじゃないかと思っていますよね。ですから、その中に大腸がんの便検査がありますよ、この中にも。がんの検査も含まれているわけですよ。

けども、胃がんとかそういうのも含めて、やはりその辺の検診率を上げることは絶対医療費の低下につながると思っているもので、それはこの予算とのあれもありますが、その辺を要望しておきます。

○委員長(眞茅弘美) ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長(眞茅弘美) 異議もありませんので、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前0時3分 休憩

午後1時6分 再開

#### △議案第4号 令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○委員長(眞茅弘美) 再開いたします。

次に、議案第4号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長(田中義文) 議案第4号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ141万4,000円を追加し、予算総額を3億6,611万1,000円にしようとするもので、当初予算より1.3%の伸びとなります。

歳出につきましては、今年度の保険基盤安定負担金の額確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金141万4,000円の増額です。

以上の財源として、繰入金141万4,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(眞茅弘美) それでは審査をお願いいたします。

○9番(立石幸徳) 保険基盤安定の関係みたいですけど、その具体的にもうちょっと詳細に、軽減分が何か移動があったんですかね。それとも増加とか繰入れが増えるちゅうことは増えたことなんでしょうけど、軽減分のもうちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

○健康課長(田中義文) 基盤安定負担金につきましては、国民健康保険制度と同様に被保険者

の低所得者に対する保険料の軽減制度になります。

国保と同じように7割・5割・2割軽減がありまして、それらの軽減額の合計が1億1,528万6,000円という補正後の金額になっています。

令和元年度と2年度を比較いたしますと、令和2年度のほうが全体では増額になっているところですが、2割軽減の被保険者数が432人から439人と大きくなっておりまして、5割軽減につきましては、644人が671人ということで増額になっております。7割軽減については若干減少しているということで、総体的に被保険者数は減少していますが、5割部分の増額が大きく影響して、全体的には増額になっているという状況でございます。

○9番（立石幸徳） 後期の場合の地方財政措置ちゅうかその負担はやはり国保と同様、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、その市の4分の1については地方財政措置があるというふうを確認していいんですかね。

○健康課長（田中義文） 以前は国が2分の1というのがあったんですけど、現在においては県が4分の3負担いたしまして、市は4分の1のみを負担することになっております。これは国保も後期も同じです。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時11分 休憩

午後1時13分 再開

#### △議案第5号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、議案第5号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第5号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ482万1,000円を減額し、予算総額を29億3,019万9,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.1%の伸びとなります。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金482万1,000円及び地域密着型介護サービス給付費400万円の減と、介護予防福祉用具購入費100万円及び特定入所者介護サービス費300万円の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金19万9,000円の増と、保険料19万9,000円、繰入金482万1,000円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 5ページですね、歳出の部分ですけど、認定審査事務負担金とあるん

ですけど、これ482万1,000円と少なくなつとるんですけどね、認定審査員っていうのは枕崎市には何名おられるんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 認定審査事務負担金の御質疑ですけども、介護の認定事務につきましては、枕崎市と南さつま市、南九州市で一部事務組合の南薩介護保険事務組合を構成しております、認定審査事務はそちらのほうで行っているところです。

○13番（清水和弘） ということは、枕崎市からの認定審査員っていうのは分かってないっていうことですか。各構成市から出とるはずなんですよ。

○福祉課長（山口英雄） 審査員ということでしょうか。

○13番（清水和弘） 認定審査事務負担金が少なくなつとるわけじゃないですか。

○福祉課長（山口英雄） この負担金については、今審査員ということでおっしゃいましたけど、この南薩介護保険事務組合の職員は各構成市からの派遣職員で構成しておりますけれども、その組合の職員としては、現在、枕崎市から2人派遣しております。

○13番（清水和弘） 枕崎から行っている職員は、この認定審査員の仕事はしているのでしょうか。

これは、介護事務のほうの事務の仕事だと思うんですけど、審査員は別じゃないですか。

○福祉課長（山口英雄） 今、介護保険事務組合に事務局を構成している職員として2人派遣しているということで申しました。

実際、介護認定を受けるまでの事務手続としましては、各構成市を通じて認定申請があります。認定申請を南薩介護保険事務組合が受け取ったら、まず調査員が調査します。それで、その調査事務に携わっているのが先ほど申しました本市から派遣しております2名ですけど、その職員たちと、それから南薩介護保険事務組合が採用した会計年度任用職員とかそういった職員が事前の調査はします。その後、実際、要介護度の認定をする審査会という合議体、医者の方とか、いろんな専門職からなる審査をする合議体が14合議体ございます。そこで判定をして、介護度が決定するというところでございます。

○13番（清水和弘） 私が思うに、そういった専門のドクターとか、そういう人たちが審査員になつとるんじゃないかなって思っているんですけどね。これは482万1,000円減額になったこの理由は何なんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今回、組合事務負担金の認定審査会事務負担金が482万1,000円減額しておりますけど、これは先ほど申しましたとおり本市から派遣している派遣職員の人件費分の調整、それから令和元年度の南薩介護保険事務組合の決算確定に伴う繰越金を計上しましたので、その決算確定に伴う共通管理経費の減額となっております。

内訳を申しますと、本市から派遣している2名の職員の人件費分が187万5,000円の減、それから共通管理経費分が294万6,000円となっておりますけれども、なぜその共通管理経費分が今回調整することになるかと申しますと、南薩介護保険事務組合の予算計上に当たっては、まずは前々年度の各構成市からの認定申請件数の割合に応じて共通管理経費を計上します。

年度途中に前年度の実績が確定いたしますので、前年度の認定申請件数の割合で共通管理経費を精算します。その精算した結果、今回、共通管理経費分につきましては、枕崎市分が294万6,000円減となったということでございます。

○4番（沖園強） 似たような質疑になるんですけど、予算書の5ページ、6ページでお示しいただきたいと思います。

この保険給付費の居宅介護サービス給付費、この財源内訳変更のこれはどういった事情なんですかね。その他ですから受益者負担分ですかね。国庫支出金に内訳が変わった理由。

○福祉課長（山口英雄） この居宅介護サービス給付費の国庫支出金が19万9,000円増額になって、その他が19万9,000円減額になっている部分につきましては、新型コロナにより収入が著し

く減少した方々について災害減免がございましたけれども、今回、この補正予算で2名、新型コロナに伴います介護保険料の減免を受けた方がいらっしゃいます。その方の減免分がその他財源、介護保険料が19万9,000円のマイナスです。

それに伴って、その減収分につきましては、国の調整交付金が10分の4、災害等臨時特例補助金が10分の6、合わせて10分の10補填されますので、その国庫支出金分が19万9,000円、国が補填した分が19万9,000円でございます。

○4番（沖園強） その下の補助金負担金の地域密着型の部分で、これ負担割合はどんなになっているんですかね、この400万に対する。負担割合ちゅうか国県支出金は何割で、その他保険者負担分が何割で、市の負担分が何割かちゅうことで。

○福祉課長（山口英雄） 保険給付費の負担割合でございますけれども、第1号被保険者の負担分が23%、第2号被保険者の負担分が27%、国が調整交付金の部分も含めて25%、県が12.5%、市が12.5%です。

ただ、居宅の場合はこれですけれども、施設の場合には若干負担割合が変わります。

○4番（沖園強） 同じく、その下の介護予防サービスの負担割合はどんなになっているんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 介護予防サービス給付費につきましても負担割合は同様でございます。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時28分 再開

### △議案第6号 令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、議案第6号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 議案第6号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益の減及び外来収益、負担金の増に伴い、医業収益を826万4,000円減額するほか、長期前受金戻入及び負担金、補助金の増に伴い、医業外収益を9,469万5,000円追加し、収益的支出において、経費の減に伴い、医業費用を173万9,000円減額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億8,313万2,000円に対し、総費用7億2,348万7,000円となり、4,035万5,000円の純損失となる見込みです。

資本的収入及び支出においては、負担金の増に伴い、収入を700万9,000円追加し、補正後の収支は、収入808万3,000円に対し、支出が4,839万3,000円となり、収入額が支出額に対して不

足する額4,031万円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 今回のコロナ禍によってですよ、影響はどのぐらい受けたんでしょうか。入院患者とか本市はおったんでしょうか。

○市立病院事務長（高山京彦） 今年度の入院患者数の状況につきましては、4月から12月末までの集計で昨年度と比較しますと、令和元年度につきましては1万3,512人に対しまして、今年度は1万1,459人となりまして、現在のところ2,053人の減となっております。比率で15.2%の減となっております。

また、今年度の外来患者数の状況につきましては、先ほどと同様4月から12月末までの集計で昨年度と比較しますと、令和元年度は1万1,139人に対しまして、今年度は1万0,184人となりまして955人の減、8.6%の減となっております。

○13番（清水和弘） それらに対する収入減というのは、どんくらいになるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 4月から12月末までの集計で入院収益のほうで昨年度と比較しますと、令和元年度は2億8,306万5,000円に対しまして、今年度は2億6,355万9,000円となりまして、1,950万6,000円の減となっております。比率でいいますと6.9%の減です。

あと、外来収益の状況につきましては、4月から12月までの集計で昨年度と比較しますと、令和元年度が8,841万5,000円に対しまして、今年度は8,914万8,000円となり、外来のほうにつきましては73万3,000円の増となっております。

○4番（沖園強） 毎年、見込みでこういう最終補正を組んでくるわけなんですけど、先ほど2年度の赤字見込みが4,000万だということで、元年度の状況を見ると3,700万程度の赤字を見込んで、そして最終的に決算でどういう状況になるかちゅったら、3,700万ぐらいの不用額が生じるからというようなことで、実際の決算を見れば確かに決算は52万1,000円の赤字になったということですよ。

今回、4,000万の赤字を現時点で見込んでいるということなんですけど、不用額はどれぐらい見込んでいるのかですね、そういった中で、最終的に決算を迎えないとはっきりしないんですけど、現在の時点でこういった見込みをしているのか、4,000万の赤字は見込んでいますけど最終的にはこういった見込みになるのかということですよ。一番は不用額の部分が大きく関わってくるかなと。

ただ、昨年度最終補正段階からすると300万ぐらいの赤字が増えてくると、当然、去年のキャッシュフローからすると期首期末がそういう状況になっているんですけど、その見込みをお知らせいただきたいと思います。

○市立病院事務長（高山京彦） 3号補正の段階で4,035万5,000円の赤字となっておりますけれども、今後の医業収益の見込み、また一緒に補正を出しています補助事業がありますけれども、補助事業の上積み部分、不用額では先ほど委員からありましたけれども、ここ3年で4,000万を超える不用額が出ておりますので、そういった形で今年度も見込んでおります。

今後の2月、3月の状況にもよりますが、入院収益と外来収益についての今後の伸びと医業費用の不用額がどれほど残るか、これの不用額は4,000万ほどと予測してはおりますけども、その不用額で赤字部分は圧縮されると思います。

しかしながら、この新型コロナの感染症の疑い患者数の病床確保などで準備しておかなければならない部分がありますので、入院収益、外来収益とも大きく伸びることは期待できないということは思っています。

ただ、病床確保の関係では、県の補助事業がありまして、入院病床の確保事業の補助金を今回

計上しておりますが、収益部分は若干低めで今回補正を出しておりますけども、何とか収支均衡にもっていききたいとは考えております。

○9番（立石幸徳） 予算書の10ページの一番最後に他会計への負担金、病院の建設改良に要する経費というのがあるんですが、これは何の建設改良なんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） この709万につきましては、企業債の元金償還に関わる分が462万6,000円、あと医療機器等の購入などによります建設改良費に関わるものが238万3,000円となっております。

○9番（立石幸徳） 医療機器は何か新しいのを入れたわけですか。もう簡単で結構ですから説明ください。

○市立病院事務長（高山京彦） 建設改良費につきましては、今年度の補正で上げましたけども、パッケージ式の排気ユニット、クリーンパーティション、自動グリコヘモグロビン分析計と電動ベッド、温冷配膳車ということになっております。

○9番（立石幸徳） 9ページのほうにですね、今度、県の補助金な、コロナ関係で。

これは昨年、新鹿児島県知事が誕生して8月の県の補正予算で、コロナ対策として一番最初に医療従事者、病院そういうところもコロナ対策をするちゅうことで取り組んだ事業と思いますが、2つあるんですね、字が小さいのであれですけど、一つがコロナウイルスの感染症患者等入院病床確保事業、もう一つが感染拡大防止等支援金交付事業ですね。それぞれの明細をちょっと教えてください。

○市立病院事務長（高山京彦） 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保事業、これにつきましては1,881万6,000円。下段の新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業、これが475万円となっております。

○9番（立石幸徳） それで最初言われた病床確保事業の算出根拠、私たまたまこの事業の県の交付金交付要綱を持ち合わせているんですけど、基準額がまず基礎額といいたいでしょうか、これは200万ですよ。

そして、200万プラス5万円掛ける病床数、市立病院の場合は病床数は幾らで掛け算をしているんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 今、おっしゃっている件につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止等支援金交付事業のほうでありまして、それにつきましては200万円プラス5万円掛ける55床ということになっております。それで475万円ということになります。

○9番（立石幸徳） 下のほうの支援金交付事業のほうですね、これはですね。

そうすると、その上の大きな確保事業のほうの算出の計算は、こっちのほうは1,880万ですから大きいんですが、これについてはどういった計算式になっているんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の疑い患者専用の個室を設定しまして、その疑い患者等を受け入れる協力医療機関に対しまして、空床の確保のための支援を行うことで、受入れ体制を整備するものであります。

これにつきましては、協力医療機関としての確保病床は2床としておりますけども、これにつきましては1床当たり1日5万2,000円です。疑いや陽性者等の入院のための確保病床、これは1床当たり1日1万6,000円となります。

○9番（立石幸徳） そうすると、1床当たりと言われましたけど、市立病院のほうは全部の病床数55床で掛け算をしているんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） この事業につきましては、県から事前に何床確保できますかという形で県から調査が来まして、その確保病床数に応じて計算されます。

当院につきましては、その協力医療機関としての確保数は、まず1日5万2,000円の部分ですけども、それは2床あります。あと、陽性者等の入院のための1日1万6,000円の病床確保は全

部で7床確保していますけども、フェーズが上がれば7床、フェーズが今現在は3ですので、フェーズ3であれば4床、その確保数で計算されて補助を受けられるということになります。

○9番（立石幸徳） 病床確保ですから、この事業は2年度に限らず次年度も続いていくことになるんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 先日、県の予算を確認しましたところ、入院病床の確保事業につきましては確かにありましたので、そのまま継続されていくものだと思います。

○9番（立石幸徳） というのは、この補助金というのは非常に病院経営全体的にも経営支援といたしましうか、経営上、非常にこれが助かっているような状況になっているものですかね。非常に県からの補助というのはありがたいなという感じで見ているわけです。

○5番（禰占通男） 今の関連ですけど、病床確保ということは受入れもするってことですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 協力医療機関としてということですので、陽性者等が出た場合、県から受け入れてくださいという要請があれば、受入れ体制を整えるということになります。そのための病床の確保でございます。

○5番（禰占通男） 感染拡大して鹿児島市に近いところが満杯というか、そういう逼迫したときに受け入れるそういう感じですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 地域ですね、南薩で言えば南薩医療圏の範囲、北薩なら北薩の医療圏、鹿児島市内なら市内、そういった地域の状況を考慮しながら要請があることになります。

○5番（禰占通男） その上の国庫補助金分の発熱患者の外来診療・検査体制の国庫事業になっているんですけど、これの対応というのはどの状態でこれに対応するんですか、検査ちゅうのは。

○市立病院事務長（高山京彦） これにつきましては、インフルエンザ時期がまた秋から流行されるだろうという予測の下で、その時期に多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備するということによって感染防止策の強化を図る目的の補助金でございます。

これにつきましては、発熱患者専用の診察室を設けまして、発熱患者を受け入れる体制を取った場合に、外来診療検査体制の確保に要する費用を補助するということになります。

○5番（禰占通男） 市立病院が対象外なのかも分かりませんが、市立病院がこういう体制を取っていることは、本市のほかの医療機関もこういう対応を取っているということですよ、そうじゃないんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） このインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業というものは、現時点でこの補正予算書を提出しましたが、これは非公表ということになっておりますので、民間病院のどこが担っているかというのはこちらでは分かりません。

○5番（禰占通男） 結局、今までずっと1年間ですよ、いろんな感染拡大があって逼迫している、検査体制が整わないということで、いつだったですかね、12月議会ぐらいだったですかね、本市の医療機関のやつを薄く説明があったんだけど、どこが対応してどこができないかということもはっきり示されていないわけですよ、実際。

そしたら、今回もちょっと言ったと思うんだけど、結局、隔離ですよ、感染したら。それでも言ったんだけど、そうだったら罰則までついてしまったけど、どうするのちゅうことなんですよ。何か、今回のコロナは感染した人が悪いみたいな感じで言われたわけでしょう、最初は。

今、ちょっと感染者も少なくなってきたけど、市民の不安ちゅうのはやっぱりあると思いますよ。行政が悪いとか言わないけど、ただ枕崎市は11人で感染が止まっていると。これだけは本当にありがたいと思っていますよ。

だから、できれば今市立病院がこういう体制が整ってほかの病院とかそこら辺が逼迫してできないときは、どこそこですみますよというそういう何か市民に周知っていうのも必要だと思うんですかね。どうですか、副市長。そういった広報の在り方というのは。

○健康課長（田中義文） 市内の医療機関に市から要請し、県の医師会からの要請もあり、12月から市内の医療機関におけるPCR検査がスタートしているところです。

現在六十数件の実績であり、保健所の行政検査は別途行われております。12月からPCR検査を開始するというので11月30日の議会の中で御説明いたしました。市医師会としては風評被害をおそれて病院名の公表はしないでくれという考えで、市長としては公表したいということをお願いしたんですけれども、やはり以前の市内医療機関等におけるクラスター関連があったりして、市内の医療機関が風評被害に非常に神経質になっているということでもございました。

○11番（永野慶一郎） 9ページの参考資料の中で、収入のところですね、医業収益の入院収益のところでは社保の診療収益というのが補正で1,368万4,000円ぐらい増額になっているんですけども、この要因と、次の後期高齢者診療収益が逆に3,100万ぐらい減額の補正が組まれているんですけど、その理由を教えてくださいませんか。社保の収益のところが増えてはいるんですけど、入院収益のところはちょっと額が大きいのでそこを教えてくださいませんか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） 社保の診療収益、入院の収益のほうが1,300万程度上がっている要因については、ちょうど7月の時期に発生しました新型コロナウイルス感染者の受入れなど、社会保険加入の若い方々はその時期に重点的に入院してきた関係で大幅に増えているということになります。

後期高齢者の診療収益、入院の収益のほうが減っている分につきましては、当初事務長のほうからも説明がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で空床を設けるなど、そういった関係で3,100万程度減少しているということになっております。

○11番（永野慶一郎） ちょっとプライベートなところもあるのでこれ以上は控えます。理由としては承知いたしました。

○4番（沖園強） 流動化比率で見たときに、最終補正時点での比較で申し訳ないんですけど、元年度の最終補正で201%ぐらいだったんですけどね、流動化比率が。2年度の最終補正で206%と流動化比率は上がっているんですけど、ちょっと貯蔵品、現金預金、未収金等を見たときに流動資産のほうは減っているんですけど、流動負債のほうはさらに減っているちゅうことかな。その流動化比率が好転している理由は何ですか。

○市立病院主幹兼管理係長（西村祐一） ただいまの流動化比率が好転している理由ということですけども、5ページを御覧いただきまして、その中で1番目の中ほどよりちょっと下のほうに未収金が789万4,000円程度増加していると。

未払金につきましては、5万3,000円程度の増加ということで、そういったことが好転している理由になってくるのではないのかと考えます。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時1分 再開

△議案第7号 令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、議案第7号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第7号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、令和2年度除却資産確定による長期前受金戻入及び資産減耗費の増、受益者負担金債権のうち消滅時効の完成による特別損失の増、企業債借入金の金利見直しによる支払利息の減及び元利償還金の増、令和元年度消費税還付金確定による特別利益の増により、収益的収入・収益的支出・資本的支出をそれぞれ増額しようとするものです。

第2条収益的収入及び支出のうち、収入は503万3,000円を増額し、7億6,968万2,000円にしようとするもので、当初予定額に対し0.8%の増となります。

支出は705万円を増額し、7億3,735万7,000円にしようとするもので、当初予定額に対し1.0%の増となります。

なお、税抜の純利益は、201万7,000円を減額し、合計で2,656万1,000円となり、当初予定額に対し4.2%の減となります。

第3条 資本的収入及び支出のうち、支出は45万円増額し、合計で3億4,960万2,000円にしようとするもので、当初予定額に対し7.8%の減となります。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する増額分45万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で調整し補填します。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 収益の特別利益284万5,000円ですかね、これは何か説明はあったんですかね。

○水道課長（松田誠） 特別利益284万5,000につきましては、令和元年度消費税の確定による増額分です。

○4番（沖園強） この資産減耗費の減耗するのは何と何があるの。

○水道課参事（永江隆） 今回の除却費を計上した理由でございますけれども、平成30年から今年度、さらに繰越分もあつたりするんですけども、その事業に関連する対象資産の除却ですけれども、今年度から企業会計制度に移行しまして、委託事業者から成果品を頂いたことによって当初予算は計上できたんですけども、ここの資産について非常に精査するのにちょっと時間を要したと。実際の取得資産を計上した上で、どの資産が正確に除却対象になるのか、その辺の作業を時間をかけてやって確定して現在に至ったということで御理解いただきたいと思っております。

○9番（立石幸徳） 12月議会の一般質問でちょっとだけお尋ねした本市の下水道事業の経営戦略、この策定の進捗状況ちゅうか、年度内までに対応するちゅうことでしたが、どういう状況なんですかね。

○水道課参事（永江隆） 今年度、ずっとその作業をやっておりまして、2月にほとんど完成を見まして、下水道審議会、そして市内の水道事業経営対策委員会、それらのほうで諮った上で、一応、経営戦略を確定させて、そして当初予算の審議に入る前の来週月曜日には委員会の資料として提出する予定でおります。

○9番（立石幸徳） 委員会ちゅうのは予算特別委員会に、委員に配付するちゅうことですね。

その審議会のほうは当然、やられていると思うんですけど、審議会では何か御意見があつたん

ですか。

○水道課参事（永江隆） 経営戦略の策定したものが国から示されたひな形、そして水道事業が昨年度策定しておりますのでそれらを参考にしてつくったんですけれども、数字がいろいろ難し過ぎると、そういう御意見もありました。

そして、基本となるべきその収支計画、それらを策定する上で、下水道事業、厳しい財政でございますので、経営戦略の中の収支計画上では、一応令和5年度に料金改定もした上での収支計画を策定させていただいたんですけれども、それらについて料金改定をするのであればどうなのかという御意見もありまして、これはあくまでも収支計画上の料金改定であります。実際に料金改定をしていく上では、また数回審議会も開催をして、皆さんの御意見も取り入れながらやっていかないといけないと、段階を踏まないといけないんですよというようなこととお話しして、取りあえずは今策定した経営戦略でオーケーということで、答申を頂いているところでございます。

○9番（立石幸徳） 最後に、全国的にもこの下水道料金をどうするかというのは非常に大きな問題、課題になっていると思います。人口減少しているところ、いろんな問題ですね。

それで、総務省のほうも早くからこの下水道料金のあるべき姿といいたいまいしょうか、あるべき料金体系ちゅうのに研究会、学識経験者を含めてあって、いわゆる基準料金っていうんですか、3,000円をどういうふうにも今後検討するかということで、もう簡単に結構ですが、その辺のことについては、下水道のほうではどういうふうにもその研究会の報告を受け止めているのか、その点だけ教えていただきたいと思います。

○水道課参事（永江隆） この下水道財政のあり方に関する研究会等でも使用料水準、いわゆる有収水量と使用量額で単価を出して20トンを掛けた当たりの金額が3,000円をクリアしなさいというのがあって、本市におきましては、水質料金を除いた額でぎりぎり3,058円という数字が令和元年度の決算で出ておりますが、その辺はクリアしているんですけれども、下水道処理区域の人口密度の低い地域は3,000円をクリアしていても厳しい状況が続いている下水道事業経営体が多いということで、その辺も実際のその財政措置と、それから実際かかる費用とそれらの乖離がいろんな経営体によって見られるということで、その辺も使用料水準そこにこだわらずにしなければならないのではないかとというような、それとまた財政措置の在り方等は研究会のほうでも語られておりますけれども、今、面整備を終えて、そして老朽化していく施設の維持管理がいろんな本市も含めて問題となってきておりますので、その辺も含めた、実際使用料が妥当なのかどうか、その辺も含めて、今後、改定に向けていろいろ研究をして、そして検討をしていきたいとは考えております。

○9番（立石幸徳） そうしますと、今説明のあった部分も枕崎市の経営戦略には若干触れているんですか。その辺も全然、報告書では出てこないんですかね。

○水道課参事（永江隆） うちが策定いたしました経営戦略の中では、まず経営の基本方針として、その老朽化施設の問題をどうしていくかということと、そして人口減少に伴う使用料もだんだん下がっていくけれども、改定も含めて財源確保をどうしていくか、そして、今現在、一般会計からの基準外繰入れに頼らざるを得ない状況でございますけれども、その辺を何とかクリアしていくためにどうするかと、その辺を基本にして策定をしております。

経営戦略の収支計画の中では、10か年で、一応収支計画をつくっているんですけれども、実際問題として、まだ企業会計に移行してからまだ1回も決算をしてない状況でございますので、なかなかその辺はどうしても誤差がいろいろ出てくる可能性もあるということで。

しかしながら、その経営戦略で定めている計画期間の中で、何とか一般会計からの基準外繰入金等をゼロに持っていくような収支計画を立てているところでございます。

○9番（立石幸徳） 月曜日にその経営戦略を見せてもらって、当初予算で何か教えてもらうこ

とがあったら、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○4番（沖園強） 一回も企業会計移行後の決算は出てないということで、3号予算、4号予算あって、今3号予算で見た限り、3,200万の黒字ですよね。

そこで料金改定でどういった、貸借対照表等が出てこないと理解しづらいんでしょうけど、その辺をどう捉えていけばいいのかなと、今思いながら見聞きしているんですけど、3,200万ぐらいの3号予算では黒字見込みだということなんですが、その辺の何か説明ができますか。

○水道課参事（永江隆） 公営企業の中でも下水道事業は企業債償還金がどうしても減価償却費をある程度オーバーしていて、そしてその償還金の返還について使用料もオーバーしているような状況で特異な部分ではあるんですけど、その辺をあくまでも運営補助という形で3条で受け入れて、そして内部留保をつくる上でその部分で償還をしていくという、今、形態を取っておりますので、3条が黒字にならないと、なかなか4条の予算すら組めないというような資金不足になるというような形態でございます。ですから、どうしても3条のほうが黒字が大きくなっていくと。

この2年度の最終補正でいいましても、まず事業を最初に引き継いだときに2,400万ほど持って事業をスタートしているんですけども、予算ベースでいきましたら、補填財源も結局最終的にはそれと同額ぐらいになるような、今、補填財源の資金管理でございますので、ちょうどとんとん的な意味合いの最終補正予算というような形になっております。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の審査は終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、3月18日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

また、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおりといたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願ひしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

次の委員会は、来週の月曜日から各会計の令和3年度当初予算の審査に入ります。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時19分 散会